

「(株) KTM 下田ダイバーズ」 スクーバダイビング申込書

裏面の「安全潜水に関する確認書」及び「危険の告知書および確認書」をよくお読みになり、ご署名ご捺印をお願いいたします。

ふりがな				今日の日付	年	月	日
お名前				生年月日	年	月	日生
年齢	歳	性別	女・男	血液型			
ご住所	〒						
TEL				携帯電話			
E-mail	※お客様が忘れ物をしたときなどに確実に連絡が取れるように携帯電話の番号をお聞きしています。お持ちの方で差し支えなければご記入下さい。						

※ 以下はおお客様の緊急連絡先に関する質問事項です。万が一のときに確実に連絡が取れますよう必ずご記入下さい。

緊急連絡先氏名		ふりがな		続柄	
緊急連絡先住所	〒				
TEL			FAX		

※ 以下はおお客様のダイビングの経験に関する質問事項です。お客様の経験を知る上で参考になる重要な情報ですので必ずご記入下さい。

指導団体		ランク		認定No.	
最終潜水日				ログブック記載による総潜水回数	

健康調査書

この調査書は皆様が肉体的・精神的に健康であることをご自身で確認していただくとともに、現在の健康状態を申請していただくためのものです。必ずご記入下さい。もしご自身で不安のある時は医師にご相談の上再度ご来店下さい。以下の空欄にご自身の心身に関し、特にダイビングを行うに当たって心配な点のある場合は具体的にご記入下さい。

※ 該当しない場合は、それぞれの欄に「なし」とお書きください。

【病 気】

【機能障害】

【その他】

【健康調査書に既往症を記入された方へ】

- スクーバダイビングをしても良いという医師の承諾を得ていますか？（はい・いいえ）
- 定期的に通っている病院はありますか？（はい [病院名: _____] ・いいえ）

安全潜水に関する確認書

この書類には当店を利用して潜られる場合、お客様に生じるかもしれない危険と注意事項について書かれております。下記注意事項及び別紙の「安全潜水のための注意事項書」をご確認の上、下記の確認条項に対し合意していただいた場合は署名捺印をお願いいたします。

- ① 私が下記「危険の告知及び確認書」に記載の注意事項と別紙「安全潜水のための注意事項書」に違反した場合はもちろん、明らかに貴店の過失と判断された場合を除き、貴店に対し一切の責任を求めないこと。
- ② 貴店の過失に基づくことが明らかと判断される場合でも、貴店の責任の限度は「株式会社 KTM」が加入している保険で給付を受けられる範囲にとどまる事。なお①の部分も同様とする。

日付 年 月 日 ご署名 印

※ 印鑑をお持ちでない方は、印のところに苗字をお書きになり、まるで囲んでください。

危険の告知および確認事項

1. インストラクターの指示には絶対に従ってください。お客様が当店スタッフの指示に従わない結果起きた事故等については責任を持たない場合がございます。
2. スキューバダイビングには減圧症、肺破裂、窒素酔いなどの高気圧障害、溺れ、また骨折、打撲などを引き起こす可能性があります。その場合、再圧タンクによる治療が必要な場合もありますが、再圧タンクのある医療機関より遠く離れており、速やかに治療できない場合がございます。また、ダイブコンピュータによる安全な潜水を行っても体質等、その他の要因により高気圧障害を生じる危険性があります。
3. また強い流れにより、浮上後の漂流や潜水中の急激な深度の変化などの危険性があります。船上では強い風や波により、船からの落下や転倒などの恐れがあります。
4. 上記の危険を回避するためにインストラクターは必ずダイビング前に潜水に関する注意事項の説明を行います。この注意事項をよくお聞きになり、わからない点は質問するなどして必ず全てご理解の上潜水してください。また潜水に関する注意事項をまとめた「安全潜水のための注意事項書」を必ずお読み下さい。
5. スタッフは危険回避のため時に強く指示をすることがあります。ご了承下さい。またお客様自身も危険回避のため、安全配慮には十分ご注意下さい。
6. ご自身の体調はご自身で管理してください。体調が万全でない場合は潜水を中止してください。裏面は「健康調査書」になっております。必ずご記入下さい。
7. レンタル器材は十分に使用方法を理解し、必ずご自分でご確認下さい。わからない場合は必ずスタッフにお尋ねください。
8. 基本的にガイドはお客様の安全を守るためではなく、水中の道案内をするもので、お客様の技術不足をカバーするものではないことをご理解下さい。
9. 未成年者の方には保護者の同意が必要になります。
10. スキューバダイビング中に事故が起きた場合は、お客様の意識の有無に関わらず酸素供給を行うことがございます。ご了承下さい。
11. スキューバダイビング中の事故につきましては、理由の如何を問わず、「株式会社 KTM」の責任の範囲は「株式会社 KTM」が加入している保険の範囲内で対処することを合意し、紛争については「株式会社 KTM」の所在地を管轄する裁判所とします。
12. この「安全潜水に関する確認書」および裏面の「スクューバダイビング申込書」「健康調査書」は以後株式会社 KTMをご利用の際、特にお申し出のない限り本年度中有効とさせていただきます。

(株) KTM 下田ダイバーズ